

公告

地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程第6条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年12月14日

地方独立行政法人長野県立病院機構
長野県立こころの医療センター駒ヶ根院長 埴原秋児

1 入札に付する事項

(1) 工事名

長野県立こころの医療センター駒ヶ根 電話交換機更新工事

(2) 工事内容

入札説明書、仕様書及び設計図書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年9月30日（土）まで

(4) 履行場所

駒ヶ根市下平2901

長野県立こころの医療センター駒ヶ根

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとされた者でないこと。

(3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(4) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、電気通信工事において資格総合点数が819点以上の者であること。

(5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。

(6) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (7) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (8) 過去 5 年間に 100 床以上の病院において、元請けとして、電話交換機の納入をした実績又は工事を施工した実績を有すること。
 - (9) 上伊那地域振興局又は南信州地域振興局内に本店又は営業所を有していること。
 - (10) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されており、365 日 24 時間、故障の 1 次対応ができること。
 - (11) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付期間
- 本公告日から令和 4 年 12 月 23 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先
- 駒ヶ根市下平 2901（郵便番号 399-4101）
- 長野県立こころの医療センター駒ヶ根 事務部総務課
- 電話 0265（83）3181 内線 696
- 5 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

 - (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 1 月 20 日（金） 午前 11 時

イ 場所 長野県立こころの医療センター駒ヶ根 2 階 大会議室

 - (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

 - (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 4 年 12 月 23 日（金）午後 5 時までに上記 4 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間において必要な書類の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

 - (5) 入札保証金

地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第 44 条第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 8 条第 1 項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

 - (6) 契約保証金

会計規程第 45 条第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 31 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

 - (7) 入札の無効

契約事務規程第 11 条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書、仕様書及び設計図書によります。